

衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会ニュース

【第204回国会】令和3年5月20日（木）、第2回の委員会が開かれました。

1 武田総務大臣、熊田総務副大臣及び宮路総務大臣政務官からそれぞれ就任の挨拶が行われました。

2 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件

・武田総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）篠原孝君（立民）、高木錬太郎君（立民）、塩川鉄也君（共産）、浦野靖人君（維新）、井上一徳君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

篠原孝君（立民）

- （1） 衆議院、参議院ともに人口割で同じように定数を決めていることで、地方の声が国政に反映されにくくなっていることについての武田総務大臣の見解
- （2） 地方の声を国政に反映するために、国会議員の被選挙権に居住要件を課すことについての武田総務大臣の見解
- （3） 町村議会議員のなり手不足を解消するため、若手の町村議会議員への報酬の上乗せを国が支援することについての武田総務大臣の見解

高木錬太郎君（立民）

- （1） 全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会が、議会運営の基準となる標準規則をいずれも改正し、産休期間を産前6週、産後8週と初めて明記したことについての武田総務大臣の受け止め
- （2） 新型コロナウイルス感染症による緊急事態が宣言され、又はまん延防止等重点措置が実施されている中での各種選挙は、不要不急の外出に当たるか否かについての政府の見解
- （3） 過去に2例ある選挙期日及び議員の任期を延長する特例の紹介と特例が設けられた理由の確認
- （4） 投票時の密回避のために期日前投票所を増設することについての総務省の見解及びこれまでに各自治体の選挙管理委員会に対して発出した通知の中身の確認
- （5） 有権者が候補者等を判断するための選挙期間がある一方、期日前投票制度により公示日翌日から投票ができるが、これは選挙の本来あるべき姿であるのかについての武田総務大臣の見解

塩川鉄也君（共産）

- （1） 新型コロナウイルス感染症により、ホテル等の宿泊療養施設で療養している者の投票方法
- （2） 小規模な高齢者施設等における投票権の保障について
 - ア 不在者投票施設の指定を受けられない小規模な高齢者施設等における、投票権保障のための総務省の働きかけ
 - イ 地域の実情を踏まえた適切な運用について実際の取組状況
- （3） 移動期日前投票所の活用について
 - ア 移動期日前投票所の都市部での活用に関する総務省の見解
 - イ コロナ禍以降における移動期日前投票所の活用の具体例
- （4） アメリカ大統領選挙等において、郵便投票をめぐる不正が疑われたことにより、選挙そのものの正当性が揺らぐこととなったことに関する総務省の実情把握
- （5） 選挙の公正性確保のため、巡回投票を導入することに関する武田総務大臣の見解

- (6) 新型コロナウイルス感染症による自宅療養者の投票機会の確保のため、巡回投票や移動期日前投票所などの柔軟な運用を行うことに関する総務省の見解
- (7) インターネット投票の導入について、システムのセキュリティ対策、本人確認と投票の秘密の保持の保障等の課題が挙げられていることに対する総務省の見解

浦野靖人君（維新）

新型コロナウイルス感染症のため、投票ができなかった人がどのくらいの数に上っているのか、総務省の把握状況

井上一徳君（国民）

郵便等投票について

- ア 郵便等投票についての総務省の考え方
- イ 不正行為が横行したため、昭和 27 年に郵便等投票が一旦廃止されるに至った際の、具体的な不正行為の事例
- ウ アメリカ、ドイツ、イギリスなど、諸外国における郵便等投票の状況

3 公職選挙法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第 28 号）

- ・ 発議者参議院議員石井準一君（自民）から趣旨の説明を聴取しました。
- ・ 発議者参議院議員石井準一君（自民）、石井正弘君（自民）、磯崎仁彦君（自民）及び堀井巖君（自民）並びに政府参考人、衆議院法制局当局及び川崎参議院法制局長に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・ 採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、公明、共産 反対－立民、維新、国民）
（質疑者）岩屋毅君（自民）、佐藤茂樹君（公明）、櫻井周君（立民）、塩川鉄也君（共産）、浦野靖人君（維新）、井上一徳君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

岩屋毅君（自民）

- (1) 平成 30 年改正時に条文の誤りが生じこと及びそれを放置したことに対する参議院法制局の再発防止措置の内容
- (2) 総務省として平成 30 年改正時の条文の誤りを承知しながら選挙が執行されたことに対する再発防止措置の内容
- (3) 参議院選挙制度の抜本改正について
 - ア 取組方針についての発議者の見解
 - イ 衆参一体となった各党での議論の必要性についての発議者の見解

佐藤茂樹君（公明）

- (1) インターネット選挙運動に係る罰則に支障を生じさせる条文の誤りを放置したことに対する参議院法制局における再発防止策の中心課題及び作成に向けたスケジュール
- (2) 平成 30 年改正時の条文の誤りを放置したことに対する提出会派の責任及び提出会派として再発防止策を作成するとともに参議院法制局による再発防止策作成に関与する必要性についての発議者の見

解

櫻井周君（立民）

- (1) 参議院選挙制度に関する平成 30 年の公職選挙法改正は拙速だったとの意見に対する発議者の見解
- (2) 条文の誤りを把握した段階で速やかに議長や平成30年改正法の発議者への報告、公表及び法改正を行わなかったことに対する参議院法制局の再発防止への決意
- (2) 参議院議員選挙において都道府県単位の選挙区を維持する必要性についての発議者の見解

塩川鉄也君（共産）

- (1) 参議院法制局提出資料において法律の条文等の改正による不整合を次の法改正により対応した事例は閣法が 2 件あると紹介していることと同法制局への確認
- (2) 総務省が平成 15 年の電波法改正における誤りを平成 16 年の同法改正において訂正した際に当時の麻生総務大臣が総務委員会でお詫びした理由
- (3) 条文等に誤りがあったことを隠したまま次の改正で訂正することを国会として放置すること及びこのようなことがないよう対応すべきと考えることについての発議者の見解
- (4) 改正の誤りによる選挙運動用電子メールの表示義務違反に罰則がない状態を承知しながら、総務省ホームページにおいて罰則がある旨を記載し、罰則があるかのように対応してきた総務省の責任は重大であると考えることについての同省の見解

浦野靖人君（維新）

- (1) 平成 30 年改正は参議院の自民党が各党の理解を得ず法案を提出し成立させたというひずみが条文の誤りに繋がったと考えるため、まず責められるべきは参議院の自民党の議員であるという認識が必要であることについての発議者の見解
- (2) 逮捕された国会議員の歳費の扱いについて議論がある中、憲法が保障する国会議員の歳費の支給をどこまで制限できるかが問題であるとした上での、歳費の性質に関する学説について衆議院法制局への確認

井上一徳君（国民）

- (1) 参議院の議員立法における誤りの態様及びそれらに対する対応についての参議院法制局への確認
- (2) 平成 30 年改正における誤りについて、誤りに気づいた総務省のどのレベルから参議院法制局のどのレベルに連絡したのか、また、総務省の中のどの範囲で情報共有されていたのかについての総務省への確認
- (3) 改正の誤りについての総務省からの連絡が参議院法制局第三部長で止まっていた理由についての参議院法制局への確認